

見附市選挙管理委員会告示第37号

選挙運動従事者等の実費弁償及び報酬に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和7年11月5日

見附市選挙管理委員会

委員長 佐野 真砂子

選挙運動従事者等の実費弁償及び報酬に関する規程の一部を改正する規程

選挙運動従事者等の実費弁償及び報酬に関する規程（平成14年見附市選管告示第58号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号カ中「500円」を「1,000円」に改め、同号カを同号キとし、同号オ中「1,000円」を「1,500円」に、「3,000円」を「4,500円」に改め、同号オを同号カとし、同号エ中「1万2,000円」を「2万3,000円」に改め、同号エを同号オとし、同号ウを同号エとし、同号イの次に次のように加える。

ウ 航空賃 航空旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額
第2条第3号ア中「船賃」の次に「、航空賃」を加え、「、イ及びウ」を「からエまで」に改め、同号イ中「1万円」を「2万円」に改め、同条第4号ア中「1万円」を「1万5,000円」に改め、同号イからエまでの規定中「1万5,000円」を「2万円」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、同日以後初めてその期日を告示される選挙から適用する。